

告示第 64 号

令和 2 年第 3 回弥彦村議会（5 月）臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 18 日

弥彦村長 小林 豊彦

記

1. 期 日 令和 2 年 5 月 22 日

2. 場 所 弥彦村役場議場

3. 付議する事件

- (1) 専決処分の報告について 弥彦村村税条例の一部を改正する条例
- (2) 専決処分の報告について 弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 専決処分の報告について 弥彦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第 9 号）
- (5) 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- (6) 専決処分の報告について 令和 2 年度弥彦村一般会計補正予算（第 2 号）
- (7) 専決処分の報告について 議決事項の一部変更について（弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約）
- (8) 議決事項の一部変更について（弥彦競輪場宝光院側観覧席新築工事請負契約）
- (9) 弥彦小学校大規模改造（Ⅲ期）工事請負契約の締結について

◆ 応招・不応招議員

応招議員（10名）

2番	古川七郎	3番	那須裕美子
4番	丸山浩	5番	板倉恵一
6番	柏木文男	7番	小熊正
8番	武石雅之	9番	本多隆峰
10番	安達丈夫		

不応招議員（1名）

1番 渡邊富之

令和2年第3回弥彦村議会（5月）臨時会

議事日程（第1号）

令和2年5月22日（金）午後3時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定
日程第 3. 村長招集挨拶
日程第 4. 承認第 3号 専決処分の報告について 弥彦村村税条例の一部を改正する条例
日程第 5. 承認第 4号 専決処分の報告について 弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 6. 承認第 5号 専決処分の報告について 弥彦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7. 承認第 6号 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第9号）
日程第 8. 承認第 7号 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 9. 承認第 8号 専決処分の報告について 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第2号）
日程第10. 承認第 9号 専決処分の報告について 議決事項の一部変更について（弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約）
日程第11. 議案第26号 議決事項の一部変更について（弥彦競輪場宝光院側観覧席新築工事請負契約）
日程第12. 議案第27号 弥彦小学校大規模改造（Ⅲ期）工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

2番 古川七郎	3番 那須裕美子
4番 丸山浩	5番 板倉恵一
6番 柏木文男	7番 小熊正
8番 武石雅之	9番 本多隆峰
10番 安達丈夫	

欠席議員（1名）

1番 渡邊富之

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	副村長	廣瀬勝利
教育長	林順一	総務課長	山岸喜一
防災課長	増田規	税課長	小森順一
住民課長	伊藤和恵	福祉課長	小林健仁
農業振興課長	志田馨	観光課長	高橋信弘
建設企業課長	丸山栄一	教課長	富田憲
会計管理者	水沢正一	公務課長	斎藤雄希

職務のために出席した者

議会事務局長	笹岡正夫	書記	春日史子
--------	------	----	------

◎ 開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） お疲れ様です。ただいまから、令和2年第3回弥彦村議会5月臨時会を開会いたします。

（午後3時00分）

◎ 開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） ただいまの出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、1番 渡邊議員より欠席の届出がなされております。

◎ 議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

6番 柏木文男さん

7番 小熊 正さん

を指名いたします。

◎ 会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって本臨時会は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎ 村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。令和2年第3回弥彦村議会5月臨時会の開催をお願いいたしましたところ、大変お忙しいところ、全議員の皆さんにご出席いただきまして、ありがとうございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

◎ 承認第3号～議案第27号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

次に、日程第4、承認第3号 専決処分の報告について 弥彦村村税条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第27号 弥彦小学校大規模改造（Ⅲ期）工事請負契約の締結についてまでの専決事項7案件、議決事項の一部変更1案件、工事請負契約の締結1案件を議題といたします。これより提案者から、提案説明を行っていただきます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和2年第3回弥彦村議会5月臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

承認第3号及び承認第4号 専決処分の報告につきましては、令和2年度税制改正に関する地方税法等の一部を改正する法律などの関係法令が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、弥彦村村税条例及び弥彦村国民健康保険税条例について、所要の一部改正を行ったもので、3月31日に専決処分させていただきました。

承認第5号 専決処分の報告につきましては、後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金の支給に関して所要の改正を行うものであり、新潟県後期高齢者医療広域連合の条例改正に合わせて、4月30日に専決処分をさせていただきます。

承認第6号 専決処分の報告につきましては、令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第9号）で、既定の歳入歳出の総額47億7,537万2千円から、歳入歳出それぞれ9,302万6千円を減額し、総額を46億8,234万6千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、6款地方消費税交付金、減869万円、13款国庫支出金、国庫補助金2,975万6千円、16款寄付金、減1億4,307万9千円、20款村債2,480万円。

歳出の主なものとしたしましては、2款総務費、総務管理費、減1億2,855万8千円、10款教育費、小学校費2,731万3千円、中学校費1,287万円などであります。

第2条の繰越明許費につきましては、弥彦小学校環境整備事業及び弥彦中学校環境整備事業が令和元年度国補正予算（第1号）に伴う事業であり、いずれの事業も交付決定の時期が遅れたことから、年度内に着手することができなかつたため、繰越明許費を設定したものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、国補正予算に伴う事業に充当するもの及び、事業の決算に合わせて充当額を補正するものであります。

承認第7号 専決処分の報告につきましては、令和元年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第2号）で、収益的支出の予定額4億4,536万2千円に、5万5千円を追加し、総額を4億4,541万7千円とするものでございます。

以上、承認第6号及び承認第7号の補正予算2案件の専決処分につきましては、令和元年度会計の終了に伴う精算的な補正でございます。3月31日付けで専決処分をさせていただきました。

承認第8号 専決処分の報告につきましては、令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第2号）で、既定の歳入歳出の総額39億8,300万円に、歳入歳出それぞれ8億2,470万2千円を追加し、総額を48億770万2千円とするものであります。

歳入としたしましては、14款国庫支出金、国庫補助金8億2,470万2千円。

歳出としたしましては、2款総務費、総務管理費、8億1,400万円、3款民生費、児童福祉費

1,070万2千円であります。

今回の補正については、新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業にかかる補正を行ったもので、5月1日付で専決処分をさせていただきました。

承認第9号 専決処分の報告につきましては、令和元年9月定例会で議決いただきました弥彦競輪場セダーハウス改修工事におきまして、工事期間の延長が必要となったことから、議決事項の一部変更について、4月30日付で専決処分をさせていただきました。

議案第26号 議決事項の一部変更につきましては、令和元年6月定例会で議決いただきました弥彦競輪場宝光院側観覧席新築工事におきまして、工事期間の延長が必要になりましたので、議決をお願いするものです。

承認第9号及び議案第26号については、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、現場の密状態を解消しながら工事を実施するための工期変更となります。

議案第27号 弥彦小学校大規模改造(Ⅲ期)工事請負契約の締結につきましては、去る5月15日に制限付き一般競争入札を行い落札いたしました、春木建設株式会社と工事請負契約を締結するものであります。

以上で、5月臨時会 提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議のうえ、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長(安達丈夫さん) ただいま、村長から提案説明がありました。より円滑な審議を進めるため、担当課長から補足説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(山岸喜一さん) それでは、総務課関係の補正予算について補足説明をいたします。まず、令和元年度の専決補正予算についてでございますが、議案書、ナンバリング38ページをお開きください。まず、16款の寄付金、6目のがんばれ弥彦ふるさと寄附金でございますが、規定の予算額5億円から1億4,500万円を減額し、3億5,500万円とするものでございます。それに応じての歳出となりますが、ナンバリングの40ページをお開き願いたいと思います。40ページの2款の総務費、8目企画費の7節賃金、8節報償費、13節委託料のそれぞれでふるさと納税にかかる歳出を減額し、最終的な支出の合計は1億9,900万円ほどとなり、歳入歳出差し引きで1億5,600万円ほどの収益ということになりました。昨年度と比較いたしまして、5,700万円ほどの減収となっておりますが、昨年からの返礼品割合を3割以内に抑えた結果であると受け止めております。

次に、ナンバリング36ページをお開きください。13款国庫支出金の1目総務費、国庫補助金、プレミアム付商品券事業費と事務費補助金の減額。

それからナンバリングの38ページをお開き願います。38ページ、下段の19款諸収入、1目雑入のプレミアム付商品券販売収入の減額。

そして、40ページをお開き願いたいと思います。40ページの2款総務費、8目企画費、19節負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券事業費負担金の減額につきましては、3月議会におきまして、概算での補正を行いました。今回さらに精算的な補正を行うものでございます。該

当する世帯を住民税非課税世帯で 1,118 世帯、子育て世帯で 150 世帯、合計で 1,268 世帯が対象の世帯でしたが、結果的には 469 世帯での利用となり、減額補正をするものでございます。

次に、同じ節の下段、自治体中間サーバー利用者負担金の増額と個人番号カード関連事務費交付金の減額でございますが、どちらもマイナンバーにかかるもので統括団体である地方公共団体情報システム機構にかかる精算的な負担金と交付金の補正でございます。

次に、令和 2 年度の専決補正予算についてでございます。議案書、ナンバリングの 58 ページをお願いいたします。2 款の総務費、8 目企画費の補正予算になりますが、全額が特別定額給付金関連での補正予算となっております。1 節の報酬から、13 節使用料及び賃借料までが事務費にかかるもので総額 1,400 万円。それと、18 節が給付金 8 億円の補正ということになります。この全額が国庫からの補助金ということになっております。実際に、受付と交付がもう始まっております。現状につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。基準日となる 4 月 27 日現在の世帯数が 2,756 世帯、人口が 7,983 人であり、すでに 5 月 15 日から 20 日、そして昨日の 21 日に 3 回支払いを完了しております。その分が、合計で 222 世帯、687 人分の給付となっております。給付額は 6,870 万円でございます。

それと、今月の 15 日までに受付処理し、来週の 26 日になりますが、その 26 日の支払い予定分が 1,613 世帯、4,964 人分で 4 億 9,640 万円、それに、今週 18 日までに受付処理した部分が、来週の 28 日に支払い予定となっております。その分が 281 世帯、740 人分で 7,400 万円ということになります。

今月、5 月での合計で 2,116 世帯、6,391 人の方に交付しておりますが、金額で 6 億 3,910 万円ということになります。人数分の率に換算しますと、約 8 割、80%の方に今月中に交付されるということでございます。あと 2 割の方につきましては、6 月以降の支払いとなる予定でございます。以上で総務課関係の説明は終わりにいたします。何卒よろしくをお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） では住民課より補足説明申し上げます。議案書、ナンバリング 21 ページをお開きください。承認第 5 号 弥彦村後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる被保険者に傷病手当金を支給できるよう新潟県後期高齢者医療広域連合において、関係条例の改正が行われました。これを受けまして、本村においても、当該傷病手当金に関する申請の受付ができるよう、事務の追加を行う必要がありまして、この度、条例の一部改正を行うものであります。なお、傷病手当金につきましては、国の基準のとおり実施するものであり、実施内容につきましては、4 月臨時議会にて、ご説明いたしました国民健康保険の傷病手当金の内容と同様となります。

続きまして、議案書、ナンバリング 59 ページをお開きください。令和 2 年度の補正予算に関する専決処分について説明をいたします。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する国の取り組みとして、児童手当受給世帯に対し、子育て世帯臨時特別給付金を支給することとされました。これを受け、こちらのページにございますとおり、給付金を支給するための経費を計上しております。この給付金の支給は所得制限を超える特例給付の方を除きますが、児童手当を受給する世帯に対し、平成 16 年 4 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までに生まれた子ども 1 人当たり 1 万円の支給を行うこととされており、こちらの予算書の一番下の段になりますが、18 節負担金補助及び交付金に、受給する世帯を 600 世帯、対象児童 1,020 人と見込みまして、給付金 1,020 万円を計上しております。

なお、給付を受けるための申請の手続きは公務員以外の方は原則不要とし、6 月 16 日に支給する予定としております。公務員の方につきましては、本村から児童手当の支給を行っておりませんので、申請を受けてから随時給付金の支給を行ってまいります。

それでは少し戻りますが、議案書、ナンバリング 57 ページをお開きください。

歳入でございます。子育て世帯臨時特別給付金に係る事業の財源につきましては、全額国庫補助金の対象となりますことから、14 款国庫支出金、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金に、先ほどご説明いたしました歳出と同額を計上しております。以上で住民課の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 続きまして、税務課関係の条例改正、専決補正でございますが、2 案件の補足説明をさせていただきます。議案書のナンバリングの 1 ページから 13 ページまで、承認第 3 号 弥彦村村税条例の改正でございますが、令和 2 年度税制改正によりまして、地方税法施行令、同施行規則等の改正が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から順次施行されることに伴う改正でございます。法令等の改正による条ずれ、表現の改正、そして、これが一番項目の多い改正でございますが、改元に伴いまして、条文中の令和元年 5 月 1 日以降の元号を平成から令和に改正するものでございます。

また、住民税では単身児童扶養者という表記が削除されたこと及び寡夫をひとり親として控除額を見直したことです。

固定資産税では固定資産の所有者の存在が不明である場合に、所有者に替えて、その使用者に課税することができるようにすること。

軽自動車税では、消費税増税に伴う特例措置を延期することなどでございます。

新旧対照表につきましては、法令等が令和 2 年 4 月 1 日から、令和 4 年 4 月 1 日まで順次施行されるため、施行日ごとのものとさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、議案書のナンバリング 15 ページから 27 ページまで、承認第 4 号 弥彦村国民健康保険税条例の改正でございますが、こちらも令和 2 年度税制改正によるもので、課税限度額の見直しとして、所得割分の基礎課税額の課税限度額を 61 万円から 63 万円に 2 万円引き上げ、介護負担

金課税額の課税限度額を 16 万円から 17 万円に 1 万円引き上げる改正でございます。これに、後期高齢者支援金等税額の課税限度額 19 万円を合算いたしますと、令和元年度上限が 96 万円だった国民健康保険税につきましては、令和 2 年度は 99 万円が年間の上限ということになります。

また、軽減判定所得の見直しでは、軽減対象世帯が保険料軽減の対象から外れないようにするために軽減判定所得を引き上げるもので、5 割軽減世帯につきましては、被保険者数 1 人当たり 28 万円から 28 万 5,000 円で、また、2 割軽減世帯については、被保険者数 1 人当たり 51 万円から 52 万円へ軽減判定所得を引き上げる改正を行うものでございます。税務課関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） それでは、承認第 6 号 令和元年度一般会計補正予算（第 9 号）で観光商工課に関するものについて補足説明いたします。

議案書の 42 ページをご覧ください。7 款 1 項 3 目観光費、13 節委託料、マスコットキャラクター管理運用委託料として 100 万円。年末年始警備業務委託料として 80 万円を減額いたしました。内容といたしまして、当初、マスコットキャラクターの完成に合わせ、管理運用を委託する目的で計上いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、制作会社での材料入荷の遅れ、それから人員の確保、制作現場での環境整備方面で、制作に思いのほか期間を要し、ぎりぎりまで待ちましたが、年度内での管理運用委託を断念したことにより、減額をするものでございます。

次に、年末年始警備業務委託料の 80 万円の減額についてですが、当初予算では、今年の年明けが 5 連休となることで、年末年始警備業務に係る経費を 5 日分計上しておりましたが、弥彦神社、それから西蒲警察署と協議を進めた結果、三が日の警備業務で十分であるとの結論にいたりまして、残った部分について減額するものでございます。

続いて、18 節備品購入費 70 万円についてでございますが、これは昨年 12 月議会でお認めいただきました、おもてなし広場の配送センター、おもてなし館につきまして、建物の一部を改装するための工事費と改修後に設置する備品購入費とをあわせて 500 万円を計上いたしました。備品整備後の残額分について減額するものでございます。補足説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、教育課長。

○教育課長（富田憲さん） それでは、教育課の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の 36 ページをお開きください。歳入の 13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 1,689 万 7,000 円の増額につきましては、昨年の 10 月 1 日から施行されました幼児教育保育の無償化に係る国の財政措置であります。

その下の 6 目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金 356 万 6,000 円につきましては、議案書の 44 ページをお開きください。

歳出の 10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費の環境整備設計監理業務委託料 60 万円、

環境整備工事費 999 万 3,000 円にかかる国の補助金であります。

なお、工事内容につきましては、小学校低学年棟の玄関スロープや階段昇降機の設置といったバリアフリー工事となります。

議案書の 36 ページにお戻りください。同じく 6 目教育費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 1,064 万 5,000 円につきましては、また、議案書の 44 ページのです。歳出の 10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費の情報通信ネットワーク環境整備工事費 1,672 万円及び歳出の 10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費の情報通信ネットワーク環境整備工事費 1,287 万円に係る国の補助金であります。こちらの工事内容としましては、文部科学省が推奨する G I G A スクール構想における小中学校の L A N 配線工事が主なものとなります。

また、補助金の交付決定時期の遅れから小学校、中学校費の工事に係るすべての予算を令和 2 年度に繰り越すものであります。

続きまして、41 ページをご覧ください。3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目保育園費の給食材料費 150 万円の減額につきましては、当初予算要求時の見込みより園児数が少なかったことによる減額であります。

その下の保育対策総合支援事業費補助金返還金 18 万 8,000 円につきましては、平成 30 年度の療育巡回指導事業に係る国の補助金額が決定したことによる返還金であります。

また、その下の 3 目児童健全育成事業の指導員賃金 113 万 1,000 円の減額につきましては、当初予算で支援員の増員を見込んでおりましたが、短期間の雇用等で運営ができたため不要分を減額するものであります。

続きまして、44 ページをご覧ください。10 款教育費、1 項教育諸費、2 目事務局費の指導員賃金 42 万 6,000 円の減額につきましては、スクールソーシャルワーカーの勤務日数の減により、不要分を減額するものであります。

その下の児童生徒送迎業務の委託料 250 万円の減額につきましては、3 月 4 日からの小学校臨時休校に伴う、通学バスの運行休止による減額であります。

その下の就学援助費 100 万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校の修学旅行が延期になったため、修学旅行費に係る就学援助費の減が主な理由であります。

教育課関係の補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

最後になりますが、公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（斎藤雄希さん） では、承認第 9 号 弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約の締結に係る議決事項の一部変更についての専決処分につきまして、補足説明いたします。

議案書の 62 ページをお開きください。本工事につきましては、令和元年 9 月定例会におきまして、工事期間を令和 2 年 4 月 30 日までの 224 日間で議決をいただいたところでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言が 4 月 7 日に発令されたことを受け、大手建設事業者などで工事を一時中断するなど、現場では混乱が見られました。

その後、国土交通省から、建設業におけるガイドラインが示され、弥彦競輪場内の工事につき

ましても、3つの密を回避するための施策を取りながら施行することとなりました。作業員の健康確認の実施や、狭い場所での作業の人数を制限することなども、作業時間が大幅に増えることが見込まれたため、工事期間を延長することとしたものでございます。延長する期間は約2ヶ月間となっておりますが、これは4月末時点において、先行きが見通せなかったため、余裕を持った期間としたものでございます。

なお、現在、全国すべての競輪場及び場外車券売場での発売、払い戻し業務を中止しております。いわゆる無観客開催となっておりますので、今のところはおお客様への影響はございません。

続きまして、議案第26号 弥彦競輪場宝光院側観覧席新築工事請負契約の締結に係る議決事項の一部変更につきまして、補足説明をいたします。

議案書の63ページをご覧ください。こちらの工事につきましては、令和元年6月議会におきまして、工事期間を令和2年6月10日までの360日間で議決をいただいたところでございます。

先ほどのセダーハウス改修工事と同じく、緊急事態宣言発令を受けて、3つの密を回避するための対策を取りながらの施行となったため、工事期間の延長をするものとしたものでございます。延長する期間は20日間と、セダーハウス工事の延長期間より短くなっておりますが、これは7月に開設記念競輪を予定しております。この時には何としてもこの施設を使いたいと思っておりますので、この開催に間に合うよう調整したものでございます。

補足説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で補足説明を終わります。

◎承認第3号～承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま村長から提案されました9案件につきましては、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま提案されました9案件につきましては、本日採決することに決定いたしました。

始めに、日程第4、承認第3号 弥彦村村税条例の一部を改正する条例から、日程第6、承認第5号 弥彦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例までの専決条例3案件を一括して議題といたします。

なお、質疑については、承認第3号と承認第4号及び第5号の2つに区分して行うことといたします。

まず、承認第3号 専決処分の村税条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

那須議員。

○3番（那須裕美子さん） 質疑ではないんですが、5ページの下から10行上、一番下の下段から10行上のところが、附則第7条第1項中平成33年度を令和6年度に改めると書いてありま

すが、令和3年度の誤りかなと思います。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一） これにつきましては、33年度が36年度、令和6年度に延長されており、誤りではございません。最初の条例は平成33年度になっておったんですが、今回、期限の延長が合わせてありまして、ただ単に、33年度が令和3年度ではなくて、さらにもう3年延びているので平成33年度を令和6年度に改めるという改正でございます。

○3番（那須裕美子さん） わかりました。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 他に、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

次に、承認第4号 専決処分の国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び承認第5号 専決処分の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま、議題となっております承認第3号、第4号、第5号について、村長報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号、第4号、第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号～承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第7、承認第6号 専決処分の報告について 令和元年度一般会計補正予算（第9号）及び日程第8、承認第7号 専決処分の報告について 令和元年度下水道事業会計補正予算（第2号）を一括して議題といたします。

なお、質疑については、承認第6号と承認第7号の2つに区分して行うことといたします。

まず、承認第6号 専決処分の令和元年度一般会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 議案書、44ページ、教育費、学校管理費、情報通信ネットワーク環境整備工事費1,672万円、国県支出金956万6,000円、地方債1,760万円が計上されているが、どの

ようなものか、内容を教えてください。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田憲さん） 情報通信ネットワークの環境整備の工事費の内容でございますが、GIGAスクール構想と言いまして、文科省のほうは生徒一人に一台、パッドのような端末を持たせて、学習に活用すると、そういった時に、同時に生徒一人一人が情報通信をするのに必要な設備を学校に作るものでございます。具体的に申し上げますと、普通教室、特別教室、体育館等へのLANケーブルの配線工事、また、無線LANのアクセスポイントの設置、また、普通教室ですと、タブレット、生徒が一人一人持っているタブレットの充電保管庫というもの、生徒が片付けるところ、保管庫ですね、そちらのほうを設置する工事となっております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） そういう問題は、今まで政府からこういうふうにやりなさいという通達はなかったのですか。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田憲さん） GIGAスクール構想のほうが昨年度から言われておりまして、国は5年かけて段階的に整備をするという方針だったんですが、このたび、コロナウイルス感染症の影響もあり、学校が休校になった時に遠隔授業ですとか、そういったものができるということで、スピード感を持って、一度に全員にタブレットを配備するというような方針になりまして、このGIGAスクール構想によって、このLAN整備の工事はもともと令和2年度に行う予定でありましたが、また、これに加えて、タブレットの整備も一括して、令和2年度で行うような方向となっております。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員。

○2番（古川七郎さん） そうしますと、今年でそういうものはほとんど出来上がるとか、あるいは5年かけてやるということですか。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田憲さん） 当初の文部科学省の整備のロードマップですと、5年計画だったものが、今回一括して令和2年度で全て整備するというような方針に変更となりました。

○議長（安達丈夫さん） 他に、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

次に、承認7号 専決処分令和元年度下水道事業会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま、議題となっております承認第6号及び第7号について、村長報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、承認第6号及び第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号～承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第9、承認第8号 専決処分の報告について 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第2号）及び日程第10、承認第9号 専決処分の報告について 弥彦競輪場セダーハウス改修工事請負契約に対する議決事項の一部変更についてを一括して議題といたします。

なお、質疑については、承認第8号と承認第9号の2つに区分して行うことといたします。

まず、承認第8号 専決処分の令和2年度一般会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 58 ページの補助金の特別定額給付金の関係であります。私のところにもいろいろな方から相談なり、電話がありますし、全国的にも今回の10万円については、いろいろと論議のあるところでもあります。そこで、今ほど話がありました今月中の支払いは80%まで行うような話がありました。その部分について、ある方からはあまりにも遅すぎるのではないかというような話も聞いております。そういう中では、今何人体制で処理をしているのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） 4月24日に、この定額給付金の特別班を庁内で編成をしたところでございます。この特別班は税務課長をチーフといたしまして、3名体制で最初の準備を進めてまいりました。その後、申請書を発送する段階になりまして、正規の職員を2名増員いたしまして、5名体制。それと、今、競輪場が開催をしておりますので、そちらのほうの任用職員に来ていただきまして、常時1名の方、非常に申請書が多くなってきた段階では、1名プラス2名なり、3名から来ていただきまして、特別に大ホールで作業を行っていただいたところでございます。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そうしますと、私が考えるに、おそらく、これはものすごく上がってくるだろうというふうな感がありますので、そういう部分では、今どのぐらいの申請数があるのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 一応、私のほうがチーフと言われておりますので答えさせていただきます。

きます。先ほど、総務課長が 80%ということで、現在、振込手続きが終わった数字を申し上げましたが、そのほかに、今現在処理していないものについては 150 世帯分くらいかと思っております。あと、それ以外のものについてはまだこちらのほうには届いていないという状況でございます。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） これで最後になりますが、そうしますと、もらう方のほとんど 100%が申請するという考えで、始めからそういう体制を組まれたのかどうか、途中から、あまりにも多すぎる、ということで2名足したり、3名にしたりというような状況が続いているようですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 総務課長。

○総務課長（山岸喜一さん） これも国が事業を決定した段階で、おそらく 100%の助成になるだろうというのは予想できたことでございますので、スタートは3名体制でしたが、申請書を発送する段階で徐々に増やしていきまして、最終的には一番多い時で、8人、9人体制ぐらいで作業を行ったところでございます。

○議長（安達丈夫さん） 他に、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

次に、承認9号 専決処分工事契約に対する議決事項の一部変更について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま、議題となっております承認第8号及び第9号について、村長報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、承認第8号及び第9号は承認することに決定いたしました。

◎議案第26号～議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第11、議案第26号 弥彦競輪場宝光院側観覧席新築工事請負契約に対する議決事項の一部変更について及び日程第12、議案第27号 弥彦小学校大規模改造（Ⅲ期）工事請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

なお、質疑については議案第 26 号と議案第 27 号の 2 つに区分して行うことといたします。

まず、議案第 26 号 弥彦競輪場宝光院側観覧席新築工事請負契約に対する議決事項の一部変更について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

次に、議案 27 号 弥彦小学校大規模改造工事請負契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

柏木議員。

○6番(柏木文男さん) お願いをいたします。全般的なことですが、今回見ていましたら、入札の申請が3社ありました。小柳建設、春木建設、水倉組という形で、当日、小柳建設が辞退をしております。その他の工事請負費の中でも、結構、辞退が非常に多いような気がいたしますが、この辞退をすると、何かペナルティー、そういうのはあるのかないのか、次の時は入札してもだめですよとか、いいとか、そういうのがあるのかないのか。ただ、当日来て入札したが、辞退してしまったということは、よく見ていると、ありますのでそういうことをお聞きしたいと思っています。

○議長(安達丈夫さん) 総務課長。

○総務課長(山岸喜一さん) この辞退につきましてのペナルティーはございません。辞退するという理由で一番考えられますのは、申し込みから入札まで日にちがあるわけですので、その間で他の工事を請け負ったために、工事を管理する監督員がいなくなったとか。そういった理由が結構、話はお聞きしております。

○議長(安達丈夫さん) 柏木議員。

○6番(柏木文男さん) 他の工事をやっているのであれば、私はやはり入札の申請をしないほうがいいのではないかと、こう見ていると結構ありますので、そういうのも入札の時に、業者のほうにもやはりそういうような話をした方がよろしいと私は思っておりますので、説明をよくした中で入札をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。これは私のお願いでありますのでよろしくお願ひします。

○議長(安達丈夫さん) 他に、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(安達丈夫さん) 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(安達丈夫さん) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま、議題となっております議案第 26 号及び第 27 号について、村長提案のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(安達丈夫さん) 起立全員と認めます。

したがって、議案第 26 号及び第 27 号は可決することに決定いたしました。

◎ 村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって臨時会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 慎重な審議の上、ご承認賜りましてありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和 2 年第 3 回弥彦村議会 5 月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午後 4 時 0 0 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署名議員 柏 木 文 男

署名議員 小 熊 正